［別表を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表三（第二条関係）

特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
内閣府事務次官	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）
内閣府審議官	総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）
内閣府経済社会総合研究所長	国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）
宮内庁次長	中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）
公正取引委員会事務総長	男女共同参画会議の議員（有識者）
金融庁長官	食品安全委員会の非常勤の委員
消費者庁長官	原子力委員会の非常勤の委員
こども家庭庁長官	衆議院議員選挙区画定審議会委員
	国会等移転審議会委員
	公益認定等委員会の非常勤の委員
	再就職等監視委員会委員
	日本学術会議会長及び同副会長
	東宮大夫
	式部官長
	個人情報保護委員会の非常勤の委員
	カジノ管理委員会の非常勤の委員
	公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

附　則

１　この府令は、令和七年四月一日から施行する。

２　改正後の内閣府所管旅費取扱規則（以下「改正後の府令」という。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「新法」という。）第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正法による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧法第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新法第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の府令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。